

監査時に指摘が多い項目（会計経理）

①	内容
指摘項目	経理規程について
指摘内容	経理規程が遵守されていなかったため、遵守すること。又は必要な範囲内で経理規程を実態に合わせて改正し、理事会の承認を得ること。 1 モデル経理規程第30条では、「現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し」とあるが、毎日実施されていなかった。 2 モデル経理規程第54条では、「毎会計年度末現在における固定資産の保有現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない」とあり、また同条第2項では「会計責任者は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を理事長に報告しなければならない」とあるが固定資産現在高報告書が作成されておらず、報告が行われていなかった。 3 モデル経理規程第77条の規定により、継続的に契約更新している業務委託は、定期的に契約内容の見直しを行うこと。
根拠法令等	〔社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1－（4）〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（2）－1〕

②	内容
指摘項目	附属明細書について
指摘内容	1 作成すべき附属明細書が作成されていない。 2 附属明細書と計算書類の数字が一致していない。
根拠法令等	〔社会福祉法人会計基準第30条第1項、第2項〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（5）－2〕

③	内容
指摘項目	契約について
指摘内容	1 100万円を超える契約については、契約書を徴すること。 2 100万円以下の契約について、契約書の作成を省略する場合には、特に軽微なものを除き請書を徴すること。 3 価格による随意契約は、3社以上の業者若しくは経理規程に定めた金額以下の場合、2社以上の業者から見積りを徴し比較すること。見積りを徴せない場合は、合理的な理由書を作成すること。 4 1,000万円を超える契約を締結する場合は一般競争入札に付すること。合理的な理由から一般競争に付することができない場合又は随意契約により契約を締結する場合は、理事会で合理的理由が妥当であるかについて審議すること。
根拠法令等	〔経理規程〕 〔社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて社援基発0329第1号1－（4）〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（2）－1、Ⅲ－4－（4）－4〕

監査時に指摘が多い項目（会計経理）

④	内容
指摘項目	賞与引当金について
指摘内容	職員に対し毎年賞与が支給されているが、賞与引当金が計上されていなかった。
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準第5条第2項] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い18－（2）、（3）] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18－（2）] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（3）－3]

⑤	内容
指摘項目	注記について
指摘内容	1 「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載が漏れているため記載すること。 2 「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」について、「有形」の記載が漏れているため記載すること。 3 「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に、無形固定資産（ソフトウェア、権利など）が含まれているため記載しないこと。 など
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準第29条第1項] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い25、別紙1、2] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（5）－1]

⑥	内容
指摘項目	勘定科目について
指摘内容	1 勘定科目が誤っていたため、適正な科目に計上すること。 2 拠点区分資金収計算書の勘定科目の表記は、小区分まで記載すること。 など
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準 第18条、第24条、第28条] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項10、25－（1）] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン Ⅲ－3－（3）－3]

⑦	内容
指摘項目	財産目録について
指摘内容	1 財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示すること。 2 財産目録の各資産・負債等の金額は、貸借対照表と一致するように作成すること。
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準 第31条、33条] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い27、別紙4] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン Ⅲ－3－（5）－3]

監査時に指摘が多い項目（会計経理）

⑧	内容
指摘項目	補正予算について
指摘内容	年度途中で当初予算と実態に乖離等が見込まれる場合、速やかに補正予算を編成し、理事会の承認を得ること。 ※定款で評議員会での承認を必要としている場合は、評議員会の承認も必要。
根拠法令等	〔社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2－（2）〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（3）－3〕

⑨	内容
指摘事項	国庫補助金等特別積立金について
指摘内容	1 国庫補助金等特別積立金の取崩しは、支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対する割合に相当する額を取り崩すこと。 2 施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金等は、国庫補助金等特別積立金を計上すること。
根拠法令等	〔社会福祉法人会計基準 第6条2項〕 〔社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い9〕 〔社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項15－（1）、15－（2）イ〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（3）－3〕